

令和7年1月24日 開会

令和7年1月24日 閉会

(臨時第1回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第2号

令和7年第1回日吉津村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年1月16日

日吉津村長 中 田 達 彦

1. 日 時 令和7年1月24日 午前9時30分
 2. 場 所 日吉津村議会議場
-

○開会日に応招した議員

齊 田 光 門	江 田 加 代
長谷川 康 弘	前 田 昇
石 原 浩 明	橋 井 満 義
松 田 悦 郎	山 路 有

○応招しなかった議員

(2番 加 藤 修 7番 河 中 博 子)

第1回 日吉津村議会臨時会会議録（第1日）

令和7年1月24日(金曜日)

議事日程（第1号）

令和7年1月24日 午前9時00分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第7回）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第7回）
-

出席議員（8名）

1番 齊田光門	3番 江田加代
4番 長谷川康弘	5番 前田昇
6番 石原浩明	8番 橋井満義
9番 松田悦郎	10番 山路有

欠席議員（2番 加藤修 7番 河中博子）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 里英樹 書記 森下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中田達彦 総務課長 小原義人

総合政策課長…………… 大 武 浩 住民課長 …………… 矢 野 孝 志
福祉保健課長 …………… 橋 田 和 久 建設産業課長 …………… 福 井 真 一
教育長 …………… 井 田 博 之 教育次長 …………… 横 田 威 開
会計管理者 …………… 景 山 美 穂

午前9時00分開会

○議長（山路 有君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和7年1月24日第1回日吉津村議会臨時会を開催します。新しい年、第1回の議会を迎えるにあたり、議長として一言ご挨拶申し上げます。新しい年、巳年は改革の年と言われております。鳥取県唯一の村は、鳥取県唯一人口増加の村として、また活力ある村として注目されるところであります。しかし、小自治体の弱点を十分に認識し、より一層の変革が求められるところと認識しております。

何より行政、議会が一丸となり、住民の皆さんに日吉津村に住んで良かったと言われる村作りを進めてまいらなくてはなりません。皆さんのより一層の研鑽をお願いするところであります。

改めて本年もよろしくお願い申し上げます。

それでは本日の会議に入ります。ただいまの出席議員数は8名です。定足数に達していますので、令和7年第1回日吉津議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山路 有君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、前田昇議員、6番、石原浩明議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（山路 有君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長から答申のあったとおり、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3 議案第1号

○議長(山路 有君) 日程第3、議案第1号令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第7回)を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長(中田 達彦君) ただいま議題となりました議案第1号令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第7回)について提案理由を申し上げます。歳入歳出それぞれ1,640万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ29億1,406万円とするものでございます。

歳出の主なものから説明申し上げますので5ページをご覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費に908万4,000円の増額を計上しておりますが、これは新型コロナウイルス予防接種による、健康被害が障害年金認定になったことによる予防接種健康被害救済給付金の増額によるものです。第6款商工費、第1項商工費、第1目商工振興費に727万1,000円の増額を計上しておりますが、これは昨今の、ガソリン等燃料の価格高騰を踏まえた、ガソリン、灯油等物価高騰消費者支援助成の増額によるものでございます。

続いて歳入の主なものについてご説明申し上げますので、4ページをご覧ください。第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目衛生費国庫負担金では908万3,000円の増額を計上しておりますが、これは歳出でご説明いたしました新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金の増額によるものでございます。同款2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金では、712万8,000円の増額を計上しておりますが、これも歳出で申し上げましたガソリン、灯油等物価高騰消費者支援助成に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額によるものであります。第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金において、19万7,000円の繰入で調整しております。

以上、議案第1号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山路 有君) 提案説明が終わりましたので、これから議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

前田議員。

○議員(5番 前田 昇君) 5番、前田です。この新型コロナウイルスの予防接種の、健康被害についてちょっとお伺いしたいと思います。まず、一点はですね、申請者の方の関係でいいますと、認定が令和4年の4月ということで、それで認定になって今回4年、5年、6年度分のあの支給をするということなんです、たとえば認定に期間が掛かったとか、要するにタイムラグが結構あるような感じがするので、その辺の背景を伺いたいんですけど、これがコロナウイルスのワクチンによるものだという、何か認定にこれぐらいの時間が掛かるってということなのか、あるいはご本人の申請の関係

なのかは、その辺の経過を少し補足いただいたらと思います。

それから2点目は、今回の補正は4年から6年度末までということですが、あの新年度もその同様の給付金を村から国金ですけど、村から支給するということになるのか、あるいはそれ以降は例えば障がい者の年金とかに移行されるのか、この後ですね、新年度に向けた扱いというのはどうなるのかというということですね。

それからもう一つ最後に、今回の制度は、あの例えばインフルとか他の予防接種なんかでの被害について、順じた同様のような手続きになっているのかなっていうところ、以上3点お願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。まず一点ですね、申請がこのタイミングになった申請と申しますか、認定を受けられたのが令和6年の12月10日ということで、このタイミングで厚生労働大臣の認定を受けられたわけですけども、実際あのこの認定の前に、今回の場合は障害年金の認定でございまして、その前に医療費の対象としては既に救済給付金の方は該当となられておられまして、医療費については既に支給がされておったものでございます。ですので、今回はあくまでも障害年金の該当になられたということでの補正予算となっております。

実際接種されてからまあかなりの期間が経っておりますけども、元々その障がいの状態が継続して起こっている時期もある程度の一定期間がありますし、またそれを救済制度にのっとって県それから国に上程していく中では、やはり審査会等でかなりの議論を尽くされていくということで、ケースによっては1年から1年半程度の期間が認定にはかかるということで聞いております。ですので、一旦は医療費の部分で申請をされまして、認定を受けておられたんですけども、その後、障害年金の方も該当であろうということで、その後にあの申請されたものですからこのタイミングになったということでございます。

それと2点目の、新年度について給付があるかということでございますけども、これは給付期間につきましては、その認定をされました認定日、一番最初の令和4年の4月12日からが対象となりまして、終わりはその障がいの状態がなくなるまでという、今の本人さんの障がい状態が改善されるまでは、継続して支給するということになりますので、当然新年度も予算要求していく形になろうと思っておりますし、その状況を見極めながらあの支給期間はあの考えていくものになると考えております。

それと最後の、その他のワクチン接種等どうかということですけども、これはあの国の予防接種の健康被害救済給付金の制度は、他の予防接種も同様の手続きで給付金もそれぞれの接種によって、また障がいの等級によって、額はまちまちになりますけども、その制度にのっとって手続きを進めたも

のということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） わかりました。今の課長の答弁で、あの審査会っていう話が出て、よ
うするにこの辺の認定の該当するとかしないとかそういった審査は、どの機関で行われているの
か
つてことだけでもう1点お願いしたいなと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。この救済制度によるものは、
まず一旦は県の方に状況を上程させていただきまして、それが県の方で可能性があるということにな
りますと今度は国の機関の方に、国の審査会の方に上がっていくという流れになっておりまして、い
わゆる疾病や障がいの認定審査会というものが、県、国とそれぞれございまして、2段階の審査とい
うような形になってると認識しております。

○議長（山路 有君） 他にございませんか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、議案第1号に対する質疑を終わります。

これから議案第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、議案第1号に対する討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定す
ることに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（山路 有君） 以上で、本臨時会に付議された議案はすべて議了いたしました。これをもっ
て会議を閉じ、令和7年第1回日吉津村議会臨時会を閉会いたします。

午前9時15分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員